

別表六の二（十七）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の5第1項《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》（平成26年改正法附則第112条第2項《連結法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「税額控除限度額13」（7(1)において読み替えて適用する場合を含みます。）は、「雇用者給与等支給増加割合9」に記載した割合が次に掲げる連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合未満である場合には、「0」と記載します。

(1) 連結親法人事業年度（法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成27年4月1日前に開始する連結事業年度 0.02

(2) 連結親法人事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する連結事業年度 0.03

(3) 連結親法人事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する連結事業年度 0.05

3 「当期税額基準額 $(14) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$ 」¹⁵は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（措置法第68条の9第6項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する中小連結親法人をいいます。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。

4 措置法令第39条の46第8項第3号《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額2」には、「1(円)」と記載します。

5 「基準雇用者給与等支給額 $(20) \times (21)$ 」²²は、次に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額 $(20) \times (21) \times \frac{70}{100}$ 」²²として記載します。

(1) 措置法第68条の15の5第2項第4号ハに掲げる場合

(2) 措置法令第39条の46第8項第1号イ又はロに掲げる場合

(3) 措置法令第39条の46第8項第4号に掲げる場合

6 措置法令第39条の46第11項に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額32」の「適用年度①」には「1」と記載し、同条第14項に規定する継続雇用者比較給与等支給額の合計額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額32」の「前連結事業年度又は前事業年度②」には「0」と記載します。

7 平成26年改正法附則第112条第2項の規定の適用を受ける場合には、次により記載します。

(1) 「法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(18) \times \frac{(3)}{\text{各連結法人の(3)の合計}}$ 」⁵には「 $(18) \times \left[\frac{(3) + (\text{各経過年度の別表六の二(十七)付表「4」の合計})}{(\text{各連結法人の(3)の合計}) + (\text{各連結法人の各経過年度の別表六の二(十七)付表「4」の合計})} \right]$ 」¹³により「税額控除限度額 $(8) \times \frac{10}{100}$ 」¹³（(6) < (10)の場合又は(11) ≤ (12)の場合は0）」には「 $((8) \times \frac{10}{100} + \text{別表六の二(十七)付表「26」})$ 」により「当期税額控除可能額 $(13) \text{と} (15) \text{のうち少ない金額}$ 」¹⁶には「(13)、(14)と(15)のうちいずれか少ない金額」により計算した金額を記載します。

(2) 「当期税額基準額 $(14) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$ 」¹⁵は、平成26年改正法附則第112条第4項に規定する特例連結法人で同項に規定する特例対象事業年度につき同項に規定する特例対象の場合に該当するものがある場合には別表六の二(十七)付表「20」の金額を加算した金額を記載し、その他の場合には同欄には「 $(14) \times (\text{別表六の二(十七)付表「23」})$ 」により計算した金額を記載します。